平成２４年（フ）第４０６６号
大阪市住吉区山之内３丁目13番11号　カワデンマンション301号
債務者　菅　加世子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６７号
大阪市住吉区山之内３丁目13番11号　カワデンマンション301号
債務者　菅　　泰則
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６９号
大阪府東大阪市角田２丁目９番９号
債務者　加藤千代子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８９号
大阪市福島区玉川２丁目６番１号　Ａｐａｒｔｍｅｎｔ　Ｔａｍａｇａｗａ203号
債務者　中右　弥穂（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９２号
大阪市西淀川区歌島１丁目７番３号
債務者　植村　和子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０１号
大阪市東住吉区西今川１丁目８番15―502号
債務者　丹羽　俊哉
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０５号
大阪府箕面市桜井２丁目５番28号
債務者　野田　典子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字中斎的場宅地11番地の４、従前の住所宮城県黒川郡大郷町大松沢字宮田27番地の１
債務者　八巻　　功
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ１棟10
債務者　西田　洋子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮城県登米市豊里町二ツ屋169番地
債務者　森高　清美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第４３号
石川県鹿島郡中能登町小竹キ部25番地
債務者　武田　雅美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２５０号
岐阜市早田東町２丁目68番地　ケアステーション友愛　翠月
債務者　川井　正一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７０２号
愛知県瀬戸市窯町60番地
債務者　加藤美奈子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５０号
愛知県小牧市新町１丁目267番地２　コーポモリＤ１号
債務者　小林　顯騎
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５８号
名古屋市南区観音町４丁目38番地　廣瀬マンション道徳503号
債務者　東　真理子（旧姓丸井）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
京都府宮津市字由良3360番地
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３１２号
神戸市垂水区桃山台５丁目９番地の13
債務者　長野　光利
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部